

# 加賀国倉月荘の「村」と本願寺勢力・一向一揆 一 諸江村と木越村を中心に一

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 若林, 陵一, WAKABAYASHI, Ryoichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00069560">https://doi.org/10.24517/00069560</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 加賀国倉月荘の「村」と本願寺勢力・一向一揆

— 諸江村と木越村を中心に —

若林 陵 一

## はじめに

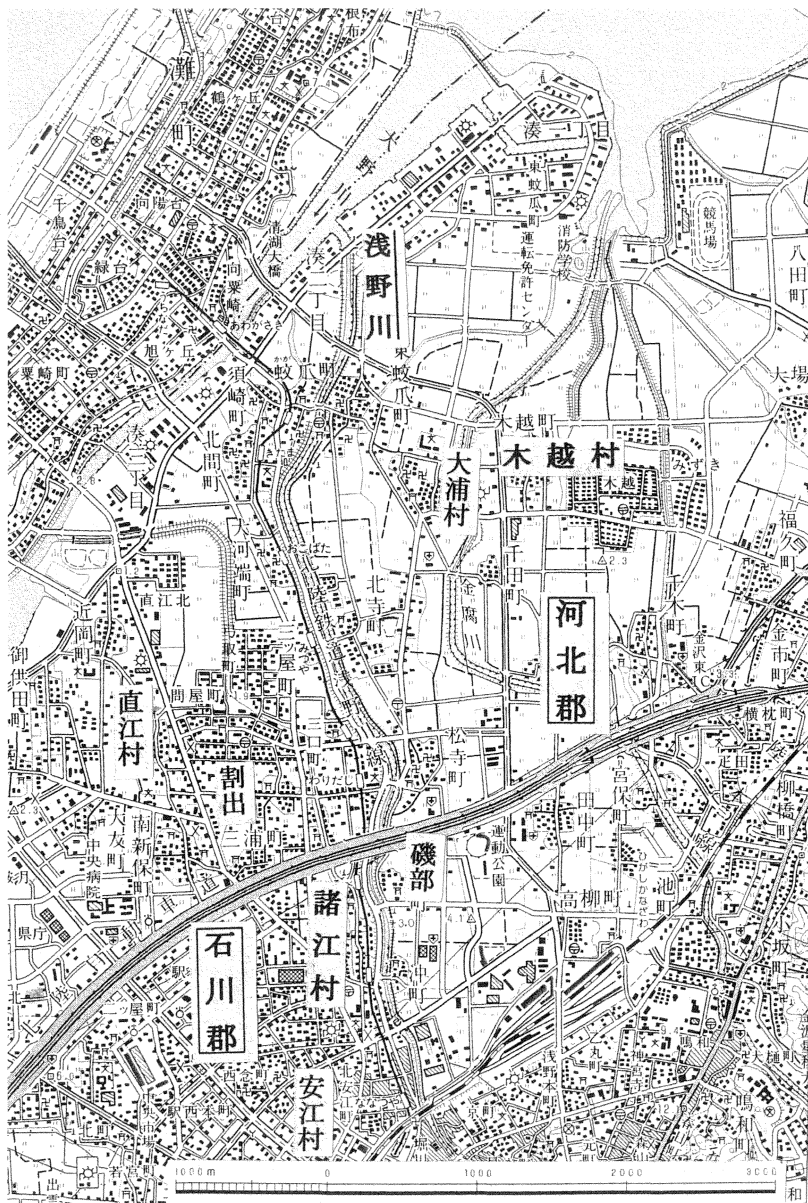
加賀国倉月荘は現在の金沢市北部、浅野川下流部左岸・右岸の二帯にあたり、鎌倉後期より幕府御家人榎津氏の所領<sup>①</sup>として知られている。中世後期の荘園では、現代社会の町・集落につながるようなより小規模な村(「村」)が登場する<sup>②</sup>。その点は同荘でも共通しており<sup>③</sup>、青崎(のち栗崎)・近岡・直江・大河縁(のち大河端)・南新保・諸江敷出(のち割出)・諸江・安江・(中)大浦・木越・千田・松寺・磯部・宮保・奥(のち沖)など以降につながる村があらわれる。本稿で取り上げる分を含め倉月荘内にあたる現在の地形図については、随時【図】を参照していただきたい。

さて、十五・六世紀の加賀国では本願寺勢力、一向一揆

の動きが活発になる。文明年間(一四六九〜八七)の前半には木越光徳寺・吉藤専光寺などの「大坊主」と呼ばれる有力寺院があらわれ<sup>④</sup>、後半になると、二俣(若松)本泉寺・波佐谷松岡寺・山田光教寺からなる「賀州三カ寺」が力を持った。また、この頃には郡・組の組織も成り立ち<sup>⑤</sup>、続けて長享・永正などの一揆を経る。さらに、大永五年(一五二五)に本願寺第九世宗主実如が没した後、享祿錯乱(享祿四年・一五三二)で賀州三ヶ寺が没落し、代わって藤島超勝寺(現福井市)・和田本覚寺(現吉田郡永平寺町)・内衆下間氏が台頭、天文(一五三二〜五五)前期へと至る<sup>⑥</sup>。

一方、同じ頃の倉月荘における社会はそのなかどのような推移したであろうか。その点に関してはこれまで、早くに橋本秀一郎氏が名主職補任状・土地証文の分析や同荘と本願寺勢力とのかわりについて論じた<sup>⑦</sup>。しかし、橋

【図】加賀国倉月荘現地形図(国土地理院 1/50000「金沢」)



本論文では同荘の概要をとらえながら、それらが必ずしも各「村」に關連付けて説明されず、典拠史料もいまだ不十分であった。そして、その後の研究でも同荘は通史のなかで部分的に触れられたり、■治体史・辞書類での解説に止まって来た<sup>⑧</sup>。そこで本稿では、先にあげた天文前期頃までの時期<sup>⑨</sup>を対象に倉月荘と本願寺勢力・一向一揆のかかりについて、特に關係史料が多くのことされたいくつかの「村」<sup>⑩</sup>を中心を考察していく。

#### 一、倉月荘諸江村・諸江坊と『勝授寺文書』

十五・六世紀頃の諸江村（現金沢市諸江町）は、倉月荘内でも本願寺勢力の影響が強かった所として知られるが、早くには摂津親秀領知分「倉月庄内下近岡・南新保・諸江村・松寺村」のひとつとして確認される<sup>⑪</sup>。また、この地に所在した諸江坊は文明十三年（一四八一）頃、本願寺第八世蓮如の妹如祐（越前西光寺永存妻栃川尼公）の隠居場として子息西光寺蓮実が創建したものであり<sup>⑫</sup>、諸江村の有力百姓らが門徒として同坊へ田畠や屋敷を寄進・売却した。

ここでは諸江坊の關係史料として『勝授寺文書』を取り上げたい<sup>⑬</sup>。同文書群は約百五十点からなり、うち慶長

年間（一五九六～一六一五）までのものが四十一点、その多くは「加賀諸江坊關係」のもので占められる。後述する通り、のちに同門徒から超勝寺へ田地を持参した者が続き、それに関係する相論文書も多く確認される<sup>⑭</sup>。

また、勝授寺（現坂井市三国町）の前身は大町専修寺であり、同寺は住持興予の代に諸江坊賢了（興予弟）の子息を猶子に迎えた。それが戦国期に鉢伏城に籠もって織田信長軍と合戦したことで有名な専修寺賢会である<sup>⑮</sup>。さらに、同賢会の戦死後に子の唯賢は諸江へと落ち延びるが、じきに諸江坊ともども越中五箇山（現南砺市）・越前中野村（現大野市）を経て、天正十七年（一五八九）に現在の三国へと移動した。

では、まず『勝授寺文書』のうち先述した「加賀諸江坊關係」のもの、土地証文を一点みておこう。

【史料一】覺善三郎太郎連署屋敷寄進状（勝授寺文書）

永代奇進申屋敷之事

合卷所者<sup>⑯</sup> （右に）  
ありは合卷を内ほらやの屋敷に五合。

右件之屋敷者、御坊之 御聖人様へ、御仏供ノ田地ニ永代奇進申処実正也、然者毎年御年貢者九斗可參候、此上二号我等か子々と、兎角願申輩候ハ、可為盗人候、仍為後日永代之奇進状如件、

覚善（花押）

文明十五年十月十七日

三郎太郎（略押）

寄進主諸江村之住人

【史料一】は文明十五年、「諸江村之住人」である覚善・三郎太郎から「御坊」、すなわち諸江坊へなされた屋敷寄進状である。このように以降、諸江村住人から諸江坊への田畠・屋敷の寄進・売却が繰り返され、『勝授寺文書』には同様の証文が複数のこされた<sup>⑮</sup>。次の史料もその一点である。

【史料二】四郎五郎田地売券（勝授寺文書）

永代売渡申公文名内別相田之事

<sup>（左側）</sup>「合卷段者」<sup>（右側）</sup>作ハ別段之のりら相違ハセズ申渡され候へ候事

右件田地者、依有要用、代之錢拾貫文仁永代売渡申処  
裏正也、但此於田地二候て、我らか相伝にて候上ハ、  
末代二及候て、子々孫々として違乱煩申輩出来候て、  
菟角申候ハ、惣同名、又公方之御沙汰号盜賊者、堅  
可有御成敗候ハんニ、全其時卷言之子細不可申者也、  
仍為後日売券之状如件、

永正貳年拾貳月十五日 <sup>在 近 子</sup> 四良五良（略押）

売主倉月庄下わりたし之住人

【史料二】は永正二年（一五〇五）、「倉月庄下割出之住人」<sup>⑯</sup> 四郎五郎から同じく諸江坊へ田地を売却したもので、それに「惣同名、又公方之御沙汰」が保証している。当時の本願寺は加賀守護に代わる「加賀国主」であったと評価される<sup>⑰</sup>が、「公方」とはそのような本願寺勢力の公としての性格を表したものであろう。そして、ここで「公方」と並んで【史料二】の内容を保証している「惣同名」がまさしく倉月庄下割出住人らのこの頃のあり方とみられる。すなわち、長谷川裕子氏は、近江国甲賀郡における「同名中」を軸に「村」の自検断から、さらに郡中惣のもと展開された一個の地域権力による検断のあり方を指摘するが<sup>⑱</sup>、ここで「公方」と並び記された「惣同名」も似た集団が想定されよう。

ところで、割出（現割出町ほか）には応永二十四年（一四一七）、摂津満親が南禅寺老僧寮良勝軒へ「諸江破出・山口破出」両所を寄進した事例や<sup>⑲</sup>、下つて本願寺蓮如に帰依した松任城主籙木繁常（徳善）へ「割出ノ下屋敷」が認められた事例<sup>⑳</sup>などが知られる。そして、【史料二】からは諸江坊が影響を及ぼした近くの村として、この割出（破出）の存在もあげられるのではないか<sup>㉑</sup>。

【史料三】浄正屋敷売券（勝授寺文書）



【史料四】幸道兵衛屋敷売券（勝授寺文書）

一

同行衆へ

かう道之たうたう之屋敷之うりけん

永代売渡申屋敷之事

合宅所者

右件之屋敷者、依有要用、代錢八貫文仁、同行衆売渡申処衷正也、但別相たる上者、万雑公事・臨時天役有敷候、万一我らか子々孫々而、邊乱煩申輩出来候ハ、公方・地下而、堅御成敗可有者也、其時全一言之子細申間敷候、仍為後日永代売券状如件、

享祿三年十二月廿二日

売主諸江村住人 兵衛（略押）

次に【史料四】は享祿三年（一五三〇）、「諸江村住人」幸道兵衛による屋敷売券である。ここで売却先に当たる同行衆とは浄土真宗などで同じ集団や講の仲間を指し、<sup>⑧</sup>、實質は先の「諸江惣村」と同じ諸江における「地下」集団のことと考えられる<sup>⑨</sup>。

また、【史料四】では「公方・地下」として、堅く御成敗有るべ「き」きことが付されている。それに対して、先の【史料二・三】では「公方・同名」によって保証がされていた。ただし、これらの保証主体としては公方の一方（セットと

して）、時期的に同名から地下へと変化化したものではなく、例えば【史料四】と同年月にのこされた「かうとう（幸道）之もろ（室カ）之うりけん（売券）」<sup>⑩</sup>や享祿五年の乗泉田地寄進状<sup>⑪</sup>などでも「公方・同名」とあり、これらは並行して表現されたようである。筆者はこれらを、ともに公・在地双方という程の意味にとらえておきたい。

そして、【史料四】の翌享祿四年には「はじめに」で触れた享祿錯乱が起き、新たに超勝寺や本覚寺・下間氏らが力を持つ。その上で次に史料を二点掲げたい。

【史料五】下間光頼書状（勝授寺文書）

二

諸江村幸道兵衛・同与七郎父子事、諸江殿為御門徒之処、其身近年致厭却、結句同行衆引語之、共以令不參、剩從彼御門徒中寄進田地并御買得分等恣押領云々、事実候由、言語道断次第、被曲事思召訖、所詮於彼兩人已下者、如先々致帰參、至田地者、悉可返渡于諸江殿者也、随而年々無謂納執之彼貢米分、遂算用、同可令返納之、猶以右所犯者、正慶・彦左衛門尉・三郎左衛門尉・彦右衛門尉主張之由、為他之手次所行企、以外不可然者哉、此等之条々急度可被申付之由、与・郡へ被仰出候、可有存知候由候也、恐々謹言、

六月十三日 心勝(宇四郎) (花押)

倉月庄衆中

【史料六】諸江与七郎茂継書状(勝授寺文書)

諸江殿様御道場へ、門徒様よりきしんの田地之事、我等各超照寺殿様へめされ候而、則彼田地も超照寺様へ御まかなひ、又ハたうちやうのしゆり以下ニ仕候処ニ、只今諸江殿様兎角被仰候、一段迷惑比御事ニ候、然者超照寺殿様へ御屈をなされ、其上を以、御ちやう次第二身体之儀可相働候、於我等ニいさ、□如ふ在なき御事候、恐惶謹言、

五月三日 茂継(花押)

丹後殿様

【史料五】では天文七年(一五三八)、下間心勝(光頼)から「倉月庄衆中」へ書状が出された。そこでは諸江村幸道兵衛・与七郎父子の事があげられ、彼らは本来諸江殿門徒であったがとにも不参するようになり、また諸江坊へ寄進した田地や買得分を「押領」した。けしからぬ、返却せよとある<sup>⑤</sup>。

一方、【史料六】はその前月であろう、諸江与七郎茂継から下間光頼へ宛てられた書状である。そこでは【史料五】の父子の行動がより具体的に説明されたとみられる。すな

わち、与七郎茂継らは一且諸江坊へ寄進した田地を改めて超勝寺へ持ち込み<sup>⑥</sup>、それに対して「諸江殿様兎角仰せられ候」ことに迷惑している。

また、【史料五】の差出人、かつ【史料六】の宛所となっている下間氏は先述した通り、この頃有力になった本願寺の内衆であり、ここでは同寺側から在地との間を仲介する役割を期待された<sup>⑦</sup>。そして、「諸江村住人」である幸道兵衛・与七郎がここで諸江殿の一方で超勝寺や下間氏とも接触していることは、同住人らが独自に動く諸江村における当該期の実態を示しているよう。

以上、一では倉月荘のうち本願寺勢力とのかかわりが強くみられる諸江村に特に注目した。同村では諸江坊という真宗の寺坊が設置され、またそこには関係文書がまとめて集積された(現在は『勝授寺文書』へ)。そして、同坊を軸に倉月荘では諸江村住人ら、ほか割出や磯部など周辺の「村」・集落を含めひとつの勢力圏が独自にできていたと指摘できる。

## 二、倉月荘木越村と木越光徳寺・河北郡

当該期の倉月荘内で本願寺と関係を有した「村」としては、もうひとつ木越村(現金沢市木越・木越町)の存在が

知られる。二では続けて同村における様相をみることで、倉月荘における本願寺勢力の動向について別の面からも考察したい。

木越村は、こちらも早く撰津親秀が一族らへ譲与した所領のうちに、嫡女子分「倉月庄内木越村」や「穢土寺領分」木越村として確認される<sup>33</sup>。そして、応永二十三年（一四一六）には、後述するように「木越・岩方両村」へ公卿中山家から雑色が派遣された<sup>34</sup>。

また、木越村にあった木越山光徳寺（現七尾市馬出町へ移転）は浄土真宗本願寺派の在地寺院であり、文永十一年（一二七四）に富樫仏誓の孫宗性を開基として創建された<sup>35</sup>。そして、同寺が十五世紀頃に、吉藤専光寺（もと大野荘内）とともに大坊主として存在したことは先述した通りである。

文安六年（一四四九）には真宗の教意を宗祖親鸞が記したとされる『三帖和讃』<sup>36</sup>や次にあげる『安心決定鈔』（史料七）、同じく宝徳三年（一四五二）には真宗の根本教典とされる『教行信証』<sup>37</sup>、長祿二年（一四五八）にはその注釈書（存覚著）である『六要鈔』<sup>38</sup>が、それぞれ本願寺存如（第七世宗主）や蓮如（第八世）から木越光徳寺性乗へ与えられた<sup>39</sup>。さらに、文明三年（一四七一）に

は親鸞の伝記を絵巻にした『親鸞絵伝』<sup>40</sup>も蓮如から乗賢へと与えられた。

【史料七】『安心決定鈔』識語（奈良県岸部武則氏所蔵）

右斯聖教者、賀州木越光徳寺之性乗在京之際、依所望  
令潮筆処也、

于時文安六歳六月三日、終写功訖、

積蓮如（花押）

【史料七】はそれらのうち浄土真宗の宗字書とも言われる『安心決定鈔』の識語（文安六年）であるが、傍線部にある通り、光徳寺性乗が在京した際に書写しようとしたとある。同書や先述したその他の仏典は、当時光徳寺があった在地にとっては「宝物」だったはずである<sup>41</sup>。同寺はその供給元である京都に通じる窓口のような存在でもあったのではないか。また、先述した通り、光徳寺などの大坊主にかわり、文明後半（一四八七）になると加州三ヶ寺が有力になる。一方、光徳寺などはより在地に密着した寺院として、次のような場にも登場した。

【史料八】本願寺実如書状（八田町光徳寺文書）

為志銀子三枚到来、遠路懇志之程、難有覚候、就其当流の安心の趣といふハ、更に余の方へ（心）ころをふらす、唯もろくくの雑行雑善の心をふりすて、一心

一向に弥陀に帰命し奉る人々ハ、皆悉極楽に往生すへき事、努々疑あるましく候、此うへにハ仏恩報謝のため、念仏可申計二而候、此通り各々細々談合、尤二候、穴賢々々、

卯月朔日

(実如)  
実如(花押)

加州河北郡

八田

大浦

千木

木越

光徳寺

廿八日講中

(加州河北郡)  
加州河北郡四村

光徳寺 実如

廿八日講中

【史料八】は年未詳であるが、大永四年(一五二四)頃の本願寺実如書状とみられる<sup>⑧</sup>。本願寺に「志として銀子三枚到来」したことのお礼や<sup>⑨</sup>、今後も変わらずに精進するよう実如から八田村(現金沢市八田町)・(中)大浦村(現大浦町)・千木村(現千木・千木町)・木越村へと出された。そして、ここでの木越など「河北郡四村」はとも

に木越光徳寺で廿八日講を営んでいたようである<sup>⑩</sup>。

さらにその後、大永五年二月には実如が亡くなり、本願寺宗主は孫証如(本願寺第十世)に継がれた。そして、先述した享祿錯乱(享祿四年・一五三二)による賀州三ヶ寺の後退や超勝寺(実賢)の台頭が続くが<sup>⑪</sup>、倉月荘に關してはその頃のものとして次の史料などがみられる。

【史料九】中山康親名主職補任状案(松雲公採集遺編類

纂)

享祿二年  
御袖判

補任 木越村孫口郎半名事

名主職<sup>(木越村)</sup>

右於彼名職者、如先規御年貢米錢・御服以下諸役、無懈怠可有其沙汰者也、仍補任状如件、

享祿貳紀年二月四日

(天日)  
雅善判

御礼物五百疋分也、但依御侘言四百疋進納、申次兩人二十疋宛、  
【史料九】は享祿二年、藤原北家花山院流の公卿中山家中山康親。大口雅善は同家の家司)より「光徳寺内茶々」に木越村の名主職が補任されたものである。ところで、倉月荘内には早くに「中山前中納言(親雅) 恩給地」が確認されたが<sup>⑫</sup>、それも具体的に木越村あたりを対象としたか

もしれない。先述した通り応永三十三年（一四二六）、中山定親が雑色を派遣した先に「木越・岩方両村」（岩方村の比定地不明）があつたことも知られる<sup>⑧</sup>。なお、「史料九」によると、同康親は前年には現地に下向（享祿元、御下向）していたようである<sup>⑨</sup>。

【史料十】中山康親名主職補任状案（松雲公採集遺編類纂）

御袖判

補任 木越村案主名三分二口事<sup>⑩</sup>

名主職<sup>⑪</sup> 木越村案主名三分二口事

右於彼名職者、如先規御年貢米錢・御服以下諸役、無懈怠可有其沙汰者也、仍補任状如件、

享祿元年五月十二日

大日蓮寺  
雅善判

また、倉月荘は本来、撰津氏領であつたが、この頃には荘内で領有主体が複数みられ<sup>⑫</sup>、撰津氏のほかに中山家や先述した南禅寺、さらに宝幢寺などの所領も確認された<sup>⑬</sup>。そのなか光徳寺は在地寺院として、これらとは別の次元で「村」々と接触していたようである。そして、翌享祿二年（庚寅）には【史料十】の通り、光琳寺も木越村案主名の名主職に補任された。なお、この頃の木越村には光徳・光琳両寺と光専寺を合わせた「三光」と呼ばれる有力な真宗在地

寺院が存在した<sup>⑭</sup>。

【史料十一】『天文日記』<sup>⑮</sup>

①（天文五年四月）

廿四日、

從加州河北郡五番半、金津之庄彼庄之事、如前々木越光徳寺二申付候ニ付而、為礼惣中より三百疋到来候、

②（天文六年十二月）

十九日、（中略）

一、從加州金津庄、以両使并一書、彼庄無躰ニ木越光

徳寺加成敗候、迷惑由申候、

③（天文六年十二月）

廿二日、（中略）

一、今旦從賀茂社僧・社家、金津庄事、光徳寺号此方

之儀乱入事迷惑候、急度申付可為祝著之由、以一

筆申候、（後略）

ところで、光徳寺の影響は木越や周辺におさまるものではなかった。その様子を右の【史料十一】でみてみたい。『天文日記』は先述した本願寺証如による日記であり、天文五年（一五三六）一月から同二十三年八月までのものがこのされる<sup>⑯</sup>。【史料十一】は、そのうち光徳寺に関する記事を三点（①～③）抜粋したものである。

ここにでは賀茂別雷神社領金津莊(現かほく市鉢伏ほか)<sup>(55)</sup>に關して、いくつか記される。すなわち、本願寺がこれまで通り光徳寺へ「申付」けた件で、①では河北郡五番(半)組によつて「礼として惣中より三百疋到来」したと報告があつた。河北郡五番組は一向一揆にみえる土豪・門徒らの集團であり<sup>(56)</sup>、それが金津莊を含む河北郡の在地社会に一定の影響力を有した。そして、【史料十一】の場合も、「惣中」と光徳寺の間で「申付」が必要ながあつたのである。

一方、②や③によると、光徳寺は金津莊に対して「無躰二」(強引に)成敗を加え、当方の儀であると号して「乱入」したことを賀茂社側が「迷惑」であると訴えた。このように本願寺勢力が進出したことに対して、在地で活動している住人ら(「惣中」と莊園領主賀茂社はそれぞれに行動した)ようであるが、双方の志向が異なる場合もあつたと指摘できる。

【史料十二】某書下案(八坂神社文書)

祇園社領加州荊野之事、為秋納遣使者候処、光徳寺押妨之儀承引之条、不可然候、國中為順次之成敗上者、如先々諸納所等可致其沙汰候、尚以令難涉候者、堅可罪科<sup>(57)</sup>候者也、仍状如件、

延徳二年  
八月十七日

荊野百姓中<sup>(58)</sup>

金津莊の隣に位置した祇園社領荊野(村・保<sup>(59)</sup>)。現かほく市狩鹿野)でも同様にこの頃、光徳寺の進出がみられたが<sup>(60)</sup>、【史料十二】によると、延徳二年(一四九〇)に荊野百姓中はその進出(「光徳寺押妨の儀」)を受け入れたとして、「然るべからず」と祇園社側より責められている。そして、このような状況―本願寺勢力・莊園領主・在地住人らによる認識のずれ―は、光徳寺が拠点としていた木越村と莊園領主榎津氏・中山家などとの間でも存在し得たのではない。

以上、二では倉月莊のうち木越村と木越光徳寺の事例を取り上げた。特に光徳寺は木越村に存在した在地寺院(大坊主)であつたが、さらに隣の(中)大浦村や河北郡内の他村―「河北郡四村」や金津莊・荊野など―へも影響した。そして、ここでは「村」々における住人・百姓らと莊園領主・本願寺勢力との間に認識のずれさえあつたことも指摘した。

おわりに

本稿では加賀国倉月莊における本願寺勢力の動向に関し

て、主に荘内の諸江村や木越村の事例を中心に考察して来た。特に一では、諸江村と諸江坊の動向を『勝授寺文書』から抽出し、同地域（諸江村と周辺）における本願寺勢力の動き、そのひとつの「村」社会のあり方をとらえた。二では、それとは別に木越村について、本願寺派在地寺院木越光徳寺とのかかわりや中山家による領有・支配などをみた。また、このあたりでは光徳寺の活動・影響が、倉月荘内だけではなく河北郡の他村にまで範圍を広げ、その接触の場を設けていたことも注目される。

なお、本稿では倉月荘のうち先の二村に着目した一方、例えば先述した『天文日記』などに登場するほかの「村」・集落―磯部や安江村・直江村・中大浦村など―<sup>⑧</sup>にはほとんど触れることができなかった。特にそのうち安江村の地は同じ頃、南禅寺瑞雲庵領安江荘<sup>⑨</sup>や近衛家領安江保<sup>⑩</sup>としても確認できる。倉月荘をめぐって複数の領主・所領が並存する様相は先の拙稿<sup>⑪</sup>や本稿の事例でもうかがえたが、安江村（石川郡）やその他の「村」を含めた同荘における領有状況、在地社会の様相については今後も考察を加えたい。

ところで、これまで荘園を舞台に本願寺勢力、一向一揆の動きをみる際、それは単一の荘園、一通りの村落のみが

対象となっていたのではないか。しかし、倉月荘の地では荘園全域对本願寺勢力という図式ではなく、例えば諸江村や木越村など「村」、もしくは周辺の地域ごとそれぞれ別の世界が展開していた。それがこの頃、各地で顕著になっていた「村」と本願寺勢力との関係、さらには一向一揆が展開した社会の実態であったと考えられる。そして、今後は、一律のイメージに収まりかねなかった当該期の「村」社会<sup>⑫</sup>、それらを含むより広域な社会の理解を他地域の事例とあわせて深めていきたい。

#### 【註】

(1) 若林陵一「摂津氏領加賀国倉月荘における領有状況の錯綜と在地社会」『地方史研究』三三五、二〇〇八年。木下聡「摂津氏」『室町幕府の外様衆と奉公衆』同成社、二〇一八年。一部初出二〇一〇年。

(2) 若林陵一「惣村の社会と荘園村落」(荘園・村落史研究会編『中世村落と地域社会』高志書院、二〇一六年)榎原雅治「地域社会における「村」の位置」『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年・初出一九九八年)、蔵持重裕「中世村落の形成と村社会」(吉川弘文館、二〇〇七年)。なお、本稿では十四世紀頃、近現代にまでつながる村が成立し、主体

的に活動したその「村」のあり方を重視したい。

(3) 註1拙稿、若林陵「室町期・戦国期の加賀国倉月荘の

「村」々と在地社会」、『加能地域史』五八、二〇一三年。な

お、同拙稿では中世後期の倉月荘における領有状況の変遷、

「村」の成立過程を中心にみて来たが、本稿ではその後の時

期(中近世移行期)における各「村」社会の動向を、本願寺

勢力とのかかわりを中心にみてみたい。

(4) 木越祐馨「大坊主の登場と長享の一揆」、『金沢市史』通史

編一、第三編第三章第一節一、二〇〇四年)、同「本泉寺蓮悟

と一揆衆」(同書、第三編第三章第一節三)。浅香年木「一向

一揆の展開と加賀国大野庄」、『中世北陸の社会と信仰』法政

大学出版局、一九八八年・初出一九八一年。

(5) 木越祐馨「文明・長享期の加賀における「郡」について」

『講座 蓮如』第一巻、平凡社、一九九六年)、神田千里「加

賀一向一揆と一向宗」、『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館、

一九九八年)、竹間芳明「加賀北二郡の結集と一揆」、『北陸の

戦国時代と一揆』高志書院、二〇一二年・初出二〇〇二年)、

金龍静「加賀一向一揆の形成過程」、『一向一揆論』吉川弘文

館、二〇〇四年。初出一九七六年を改訂。

(6) 木越祐馨「一揆衆の主役交替」(註4『金沢市史』通史編一、

第三編第三章第一節四)、神田千里『戦争の日本史一四 一向

一揆と石山合戦』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

(7) 橋本秀一郎「加賀国倉月荘について」、『石川県歴史研究』

二二、一九六一年)。

(8) 『日本歴史地名大系一七 石川県の地名』(平凡社、一九九一

年。「倉月荘」の項)、註4『金沢市史』通史編一。

(9) それ以降、倉月荘関係の史料は激減する。本稿では基本的

に倉月荘と一向一揆の問題を考える上で、この項までを対象

にするのが適当と判断した。

(10) 建武四年八月十四日足利尊氏御判御教書(池田文書)〔註4

『金沢市史』通史編一掲載写真(四二二頁)〕。

(11) 註7橋本論文、『福井県史』資料編四(一九八四年。「勝授

寺文書 解題)、『福井県文書館資料目録』第一集(古文書

一・資料群、二〇〇四年。「勝授寺文書」の項)、室山孝「在

国する公家たち」(註4『金沢市史』通史編一、第三編第三章

第一節五)。

(12) 本稿で引用する史料はほとんど全て『加能史料』によった

が、一部(随時注記)は別の刊本や写真などを利用した。『勝

授寺文書』は『加能史料』にあわせて、『福井県史』資料編四

や福井県文書館所蔵写真を利用した。なお、同文書群に関し

て今回、柳沢美美子氏(福井県文書館)と角明浩氏(坂井市

みくに龍翔館)より御教示いただくことがあった。

- (13) 註11『福井県史』資料編四、『福井県文書館資料目録』第一集。なお、例えば後掲『史料二・三・五』などにみられる朱書番号は、同訴訟に提出される際に付されたようである。
- (14) 『勝授寺文書』には、諸江殿宛の専修寺賢会書状が十四通含まれる。それらの内容は、鉢伏山陣中からの対織田軍戦況報告などである。
- (15) 本稿で引用する史料のほかに延徳四年三月二十一日りんかう庵そしん島地売券写(勝授寺文書)、永正四年正月二十一日彦左衛門島地寄進状(同)などが知られる。
- (16) 以前一時期までこの部分は「下わりたし」と翻刻されていたが、本稿では写真を確認した上で『加能史料』戦国五(二〇〇六年)による解釈に従いたい。
- (17) 神田千里「室町幕府と本願寺」『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館、一九九八年)、註6神田諭著、文明十七年九月二十一日室町幕府奉行入連署奉書(美吉文書)、明応九年十一月十三日室町幕府奉行入連署奉書(同)。
- (18) 長谷川裕子「惣国一揆権力の紛争裁定」『戦国期の地域権力と惣国一揆』岩田書院、二〇一六年・初出二〇〇二年)。
- (19) 応永二十四年十二月十三日撰津満親寄進状案(南禅寺文書)。嘉吉二年十二月三日南禅寺領目録(同)、文安五年十二月十五日室町將軍家御教書(同)。
- (20) 『徳了袖日記』(金沢市浄行寺所蔵)。註8『日本歴史地名大系一七 石川県の地名』(割出村)の項)。
- (21) 同じく『勝授寺文書』などには諸江村の隣、磯部(現磯部町)の事例(磯部聖安寺・磯部衆)も確認される。『天文日記』天文十年一月一日・天文十二年一月一日、(永祿頃)九月二十日下間正秀書状写(勝授寺文書)。
- (22) 菌部寿樹「村落文書の惣判・惣印」『日本中世村落文書の研究』小さ子社、二〇一八年・初出一九九九年)、同「惣判・惣印の形成とその意義」(同著、初出二〇〇一年)。
- (23) 註2拙稿。
- (24) 『大嶋奥津嶋神社文書』は『大嶋神社・奥津嶋神社文書』(滋賀大学経済学部附属史料館)により、あわせて東京大学史料編纂所影写本・滋賀大学経済学部附属史料館原本・同写真帳を利用した。
- (25) 例えば、『長命寺文書』には土地証文類や算用状などとともに、延暦寺西塔院や守護佐々木六角氏の発給文書などが、同じく『勝授寺文書』でも本願寺との間で往復したであろう文書がまとまってのこされる。一方、『大嶋奥津嶋神社文書』などの村落文書にも領主が発給した文書は含まれるが、その数量は自ずと限られる。なお、『長命寺文書』は『長命寺古文書等調査報告書』(滋賀県教育委員会)により、あわせて東京大

学史料編纂所影写本・写真帳を利用した。

(26) 註4 浅香論文。

(27) 『日本国語大辞典 第二版』第九卷(小学館、二〇〇一年)。

〔たけがきやうしゆ〕。

(28) 『加能史料』戦国八(二〇一〇年)では本史料・当該箇所

「諸江坊」とルビが振られている。

(29) 享禄三年十二月幸道兵衛もろ充券(勝授寺文書)。

(30) 享禄五年九月五日乘泉田地寄進状(勝授寺文書)。

(31) 同日付でもう一通、「御寺領押領」の件を「諸江殿人々御中」

へ述べた下間光頼書状(勝授寺文書)ものこされる。

(32) (天文七年)五月三日諸江与七郎茂継書状案(勝授寺文書)。

天文七年七月二日与七郎誓状案(同)。

(33) 註6 木越論文。

(34) 暦応四年八月十二日根津親秀大開状(美吉文書)。

(35) 『薩戒記』応永三十三年九月三日。なお、註7 橋本論文も木

越村や、中山家による領有については言及した。

(36) 註8 『日本歴史地名大系一七 石川県の地名』(「光徳寺」の

項)、註4 木越「大坊主の登場と長享の一揆」。

(37) 文安六年五月二十八日『三帖和讃』識語(京都市西本願寺

所蔵)、『金沢市史』資料編一・解説(一九九八年)、今泉淑夫

編『日本仏教史辞典』(吉川弘文館、一九九九年)。

(38) 宝徳三年八月十六日『教行信証』識語(京都市西本願寺所蔵)。

(39) 長禄二年七月二十八日『六要鈔』識語(京都市興正寺所蔵)。

(40) 註4 木越「大坊主の登場と長享の一揆」。

(41) 文明三年六月二十五日『親鸞絵伝』裏書(珠洲市西光寺蔵)。

(42) 本願寺実如から木越光徳寺祐円に与えられた文亀元年

(一五〇二)四月二十八日方便法身尊像裏書(福井市坂本幸

雄氏所蔵)なども同様に理解できよう。なお、川端泰幸「村

落寺社と百姓・領主」(『日本中世の地域社会と一揆』法蔵館、

二〇〇八年・初出二〇〇三年)は在地寺社が村落に果たした

機能を「信仰という聖なる領域」と「財産保護という俗的な

領域」の両面で評価するが、在地における「宝物」とはその

うち前者をかたちづくるものと言えよう。

(43) 『史料八』はその年代比定(大永四年分とあわせて掲載)を

含め、『金沢市史』資料編二(二〇〇一年)によった。

(44) 同じく『八田町光徳寺文書』には、早くに(文明頃)二月

三日本願寺蓮如書状で「式百疋請取」の礼が述べられること

もあった。

(45) 註4 木越「本泉寺蓮悟と一揆衆」、註3 拙稿「室町期・戦国

期の加賀国倉月荘の「村」々と在地社会」。

(46) 註6 木越論文。

(47) 至徳四年六月十五日管領斯波義將施行状(美吉文書)。

(48) 註35『薩戒記』。

(49) その件は『御湯殿上日記』(享祿元年九月二日条)など古記録類にも記事がうかがえる。註11室山論文によると、康親は永正十四年三月から翌年十月までにも加賀国へ下向した。また、中山家では同宣親も明応七年(一四九八)九月頃など数回にわたって加賀国に在国した。

(50) 註11室山論文、註1拙稿。

(51) 註47管領斯波義將施行状、文明十年五月二十八日足利義教御判御教書(鹿王院文書)。さらに、一でみた諸江村では当時、西芳寺(撰津氏菩提寺)領もあつた。『天文日記』天文五年十月十二日。

(52) 註4木越「本泉寺蓮悟と一揆衆」。

(53) 『天文日記』には記主証如のメモ書や、「△▽」「〳〵」などの記号・符号、挿入符・抹消符などが付されているが、今回記号・符号は省略して掲載した。林譲『『天文日記』の記号寛書』(東四柳史明編『地域社会の文化と史料』同成社、二〇一七年)。

(54) 神田千里「室町幕府と本願寺」(『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館、一九九八年)、草野顕之「解題」(『大系真宗史料 天文日記I』法蔵館、二〇一五年)。

(55) 註8『日本歴史地名大系一七 石川県の地名』(金津庄)の

項)、浅香年木「加賀国」(『講座日本荘園史』六、吉川弘文館、一九九三年)、川戸貴史「加賀国金津荘の荘家一揆と一向一揆」(『ヒストリア』二〇七、二〇〇七年)、寺口学「戦国期加賀国金津荘の荘経営と在地構造」(『加能史料研究』一三、二〇一七年)。

(56) 本願寺門徒の組織として登場する河北郡の一番組から五番組までについては、註43『金沢市史』資料編二・第二章概説(宇野日出生)、註4木越「本泉寺蓮悟と一揆衆」を参照した。

(57) 苅野は「祇園社領当知行分：萱野保」や「英田保内祇園社領萱野保」などと表記されることもあつた。享徳四年七月二十一日祇園社領当知行分目録写『祇園社記』雑纂二、寛正二年九月五日富樫泰高奉行入連署奉書写(同御神領部一四)。

(58) 光徳寺が苅野に進出した事例としては『史料十二』のほか、(文明)室町幕府奉行入連署奉書(八坂神社文書)、『天文日記』天文五年九月十二日などがあげられる。また、早く文明十三年には大坊主中などにも祇園社領苅野村における「違乱」が停止された。文明十三年十一月九日室町幕府奉行入連署奉書(八坂神社文書)。

(59) 『天文日記』天文五年十月二十二日、天文十三年十月二十二

日。磯部については註21参照。

(60) 『天文日記』 天文五年閏十月六日。

(61) 『天文日記』 天文六年十一月四日、天文七年九月十六日・十七日。

(62) 註1拙稿、註3拙稿。

(63) なお、倉月荘における各村・「村」については最近、拙稿「中世後期地域社会における「村」と領主・「郡」」(『歴史学研究』九八九、二〇一九年)でも地域社会や郡の枠組、外部諸勢力とのかかわりを中心に考察した。一方、本稿では各「村」のすがたに踏み込んでそれぞれをとらえようとした。

【追記1】本稿は第六十回北陸史学会(二〇一八年十一月二十六日・於金沢大学サテライトプラザ)での研究発表をもとに成稿した。事務局・出席の皆様には感謝申し上げます。

【追記2】本稿は文科省科学研究費基盤研究(C)『中近世加越能地域の村落と宝物』(代表黒田智)による研究成果の一部である。